

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	川口市 国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年6月6日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	・国民健康保険法（以下「国保法」という。）、地方税法に基づき、被保険者の資格管理、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の賦課及び徴収並びに保険給付の各事務を行っている。 ・特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき次の事務に使用する。 1. 資格管理事務 ①住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②資格確認書及び資格情報のお知らせの交付。 ③70歳以上の高齢者の負担割合の決定。 ④限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ⑤資格継続事務。 2. 保険税賦課・徴収事務 ①所得情報により保険税を賦課。（減免申請の審査・決定等を含む。） ②年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険税徴収方法の決定。 ③保険税の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。 ④保険税の過誤納金の還付、充当処理。 ⑤保険税の収納管理、滞納管理により、滞納者への納付相談等を実施。 ⑥保険税の口座振替情報の管理。 3. 保険給付事務 ①高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ②人工透析が必要な慢性腎不全等の特定疾病（以下「特定疾病」という。）療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ③療養費、移送費の支給。 ④食事療養標準負担額減額の差額支給。 ⑤高額介護合算療養費の支給。 ⑥出産育児一時金の支給。 ⑦葬祭費の支給。 ⑧他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑨一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑩保険給付の一時差し止め。 ⑪埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「埼玉県国保連合会」という。）との被保険者情報授受及び保険給付の支給決定。 ⑫高額該当回数の引き継ぎ事務及び世帯の継続性の判定事務。 4. オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。） ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）から委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、川口市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、川口市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国保連合会または支払基金」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた「国保中央会及び支払基金」（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。

③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	国民健康保険システム	
②システムの機能	1. 資格・賦課機能 ・住民基本台帳情報管理機能:住所、氏名、世帯情報等の管理・更新をする機能。 ・被保険者資格管理機能:取得・喪失・変更の資格情報や履歴を管理する機能。 ・資格確認書、資格情報のお知らせ発行機能:資格確認書、資格情報のお知らせの印刷や発行履歴を管理する機能。 ・保険税賦課機能:所得情報の更新や減免・減額、被保険者資格の異動に伴う保険税額を計算する機能。 ・限度額認定証の印刷及び交付履歴を管理する機能。 ・前期高齢者の負担割合を判定し、履歴を管理する機能。 ・資格継続事務に関する機能。 2. 徴収・収納機能 ・保険税納付書発行機能:保険税の納付書を発行する機能。 ・収納管理機能:保険税の収納状況及び滞納状況を管理し、督促状等の滞納関連帳票を出力する機能。過誤納金がある際に、還付・充当処理により還付等関連帳票を出力する機能。 ・口座振替管理機能:保険税の口座振替を管理し、口座振替関連帳票を出力する機能。 ・口座情報取得機能:情報提供ネットワークシステムを通じて、口座登録・連携ファイル情報を取得する機能。 3. 給付機能 ・療養給付の履歴を管理する機能。 ・高額療養費、療養費の支給処理及び支給履歴を管理する機能。 ・出産育児一時金、葬祭費の支給履歴を管理する機能。 ・高額該当回数を引き継ぎ事務に関する機能。 ・特定疾病療養受療証の印刷及び交付履歴を管理する機能。 ・国民健康保険給付費の返還についての通知書の印刷及び発行履歴を管理する機能。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （国保総合システムおよび国保情報集約システム）	

システム2	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	収納管理システムから共通基盤システムを介して連携される収納情報に基づき、滞納となっているデータを管理する。主な機能は以下のとおり。 1. 滞納状況の照会機能 各課税データ毎の滞納状況を照会する機能。 2. 催告書データの作成機能 納税者に送付する催告書のデータを作成する機能。 3. 照会資料作成機能 金融機関や自治体等の他機関へ、納税者の実態調査を行うための照会資料を作成する機能。 4. 滞納処分の入力及び進行管理機能 差押や換価・取立等、納税者毎に滞納整理の情報を入力し、進行を管理する機能。 5. 架電データ作成及び結果反映機能 月次で納税コールセンターに提供する架電データを作成する機能。 また、オペレーターと納税者との折衝記録を月次でコールセンターから受領し、システムに反映させる機能。 6. 滞納者データの作成機能 月次で納税者の滞納状況を一括で抽出する機能。 7. 納税相談等の折衝による経過記録の登録機能 納税相談の内容や文書送付、その他必要と思われる項目をシステムに記録する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能。 ・送信データ作成機能、送受信管理機能。 ・庁内システムとの連携機能。 2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能。 ・文字コード変換処理機能。 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能。 ・宛名紐付自動作成機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバ ）

システム4	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能。 2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能。 3. バッチマスター機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能。 4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能。 5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [☒] 税務システム [☒] その他 (個別業務システム)
システム5	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能。 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能。 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能。 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能。 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能。 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能。 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介して連携する機能。 8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能。 9. 戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する機能。 10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（証明書コンビニ交付システム、中間サーバ）
システム6	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信し情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（

システム7	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 当初課税前処理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能。 2. 当初異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初データを作成する機能。 3. 当初課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能。 4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能。 5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行を行う機能。 6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能。 7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能。 8. 年金特別徴収管理機能 eLTAXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 収納管理システム、証明書コンビニ交付システム ）
システム8	
①システムの名称	住登外管理システム
②システムの機能	1. 宛名情報更新機能 住登外者（転出者、死亡者等も含む）及び法人における宛名情報を更新する機能。 2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者（転出者、死亡者等も含む）及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能。 3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能。 4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能。 5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

システム9	
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。） ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	1. 資格継続事務に係る機能(詳細は別添1-図2「資格継続事務」を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信機能 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(※)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する機能。 (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)機能 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出地市区町村と転入地市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする機能。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者異動情報を配信する機能。 2. 高額該当回数の引き継ぎ事務に係る機能(詳細は別添1-図3「高額該当回数の引き継ぎ事務」を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する機能。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)機能 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する機能。 3. オンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供に係る機能（詳細は別添1-図4「オンライン資格確認業務のための医療保険者向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供事務」を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する機能 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(※)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する機能。 (2)医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報を送信する機能 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会が、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバ等へ送信する機能。 ※ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 国民健康保険システム、医療保険者等向け中間サーバ等 ）

システム10

①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバ等								
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバ等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、1. 資格履歴管理事務に係る機能、2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、3. 地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。 医療保険者等向け中間サーバ等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバ（自治体中間サーバ）」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバ等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 1. 資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理機能 ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する機能。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する機能（※1）。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供機能 ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する機能。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (1)機関別符号取得機能（※2） ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバに転送する機能。 ・支払基金職員が情報提供サーバアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する機能。 (2)情報照会 及び (3)情報提供機能（副本情報） ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバ（自治体中間サーバ）」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバ等では行わない。 (4)情報提供機能（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）（※2） ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報（個人番号は含まない。）を提供する機能。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 3. 本人確認事務に係る機能 (1)個人番号取得 及び (2)基本4情報取得 ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバ（自治体中間サーバ）」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバ等では行わない。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[☒] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[☐] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[☐] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 宛名システム等</td> <td>[☐] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[☒] その他 （国保総合システムおよび国保情報集約システム）</td> </tr> </table>	[☒] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム	[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム	[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム	[☒] その他 （国保総合システムおよび国保情報集約システム）	
[☒] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム								
[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム								
[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム								
[☒] その他 （国保総合システムおよび国保情報集約システム）									

システム11	
①システムの名称	電子申請システム
②システムの機能	1. 電子申請機能 インターネットから各種端末により、オンラインによる行政手続きの申請を行う機能 2. 申請書類作成機能 電子申請内容に基づく申請書類を作成する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 （ LGWAN回線を用い、LGWAN-ASP上のサービスからダウンロードする ）
3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	＜被保険者資格管理に係る事務＞ ・国民健康保険の被保険者等の資格の取得・喪失を正しく把握し、被保険者の資格に基づく保険給付事務を公平・公正かつ効率的に行うため。 ・番号法に基づき、本人確認及び情報提供ネットワークを通じた情報提供並びに情報照会を行うため。 ・被保険者からの申請時において、申請忘れや重複申請などを未然に防ぎ、給付事務を適正に行うため。 ・地方税法及びその他の地方税に関する法令に基づき、国民健康保険税の公正・公平な賦課徴収事務を行うため。 ＜オンライン資格確認業務＞ ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバ等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要がある、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。 ＜保険税過誤納金の還付に係る業務＞ ・番号法、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則に基づき、情報提供ネットワークを通じた情報提供、情報照会を行うため。
②実現が期待されるメリット	＜被保険者資格管理に係る事務＞ ・本人確認情報により個人を正確かつ迅速に特定できるため、資格及び給付に関する届出を効率的に処理することができる。 ・他保険者等の給付情報について情報提供を得られることにより、川口市と他保険者間での給付調整が効率的に行われ、給付適正化が図られる。 ・賦課徴収事務における手続きの簡素化及び添付書類の削減により、負担が軽減される。 ・各種申請及び申告等に必要な行政機関が発行する添付書類を省略することにより、手続きの負担が軽減される。 ・本人確認情報により個人を正確かつ迅速に特定できるため、賦課徴収事務を効率的に行うことができる。 ・地方税関係情報、住民票関係情報等を情報提供ネットワークを介し照会ができるため、効率的に納税義務者等に係る情報を把握し、公平かつ公正な賦課徴収事務が行える。 ＜オンライン資格確認業務＞ ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

＜被保険者資格管理・保険税賦課等に係る事務＞

・番号法第9条第1項 別表の44の項(国保法関係)

国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの

※注1・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第24条

・番号法第9条第1項 別表の24の項(地方税法関係)

地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの

※注2・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

・番号法第9条第2項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法等の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。

＜オンライン資格確認業務＞

・番号法第9条第1項 別表の44の項(国保法関係)

国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注3)で定めるもの

※注3・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条

・国保法 第113条の3 第1項及び第2項

＜保険給付の支給に係る事務＞

・番号法第9条第1項 別表の44の項(国保法関係)

国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注4)で定めるもの

※注4・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条

・番号法第9条第2項

＜徴収・保険税過誤納金の還付に係る業務＞

・番号法第9条第1項 別表の24の項(地方税法関係)

地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注5)で定めるもの

※注5・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

・番号法第9条第2項

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」という。）第2条別表に定める事務における情報提供】 [番号法別表44の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第4、5、8、15、18、21、29、40、44、50、58、67、71、72、85、89、113、117、127、133、139、143、147、160、163、166、167、168、175条 [番号法別表24の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第3、4、5、6、7、9、13、15、17、22、30、39、41、44、50、51、55、59、60、61、65、67、68、71、75、77、78、83、85、86、88、89、90、91、92、93、94、98、100、108、110、126、127、131、132、134、139、140、142、143、144、146、149、153、154、157、158、160、162、163、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175条 【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表に定める事務における情報照会】 [番号法別表44の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表69、70、71の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71、72、73条 [番号法別表24の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表48の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条 【オンライン資格確認業務】 ・番号法附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認業務のために機関別符号を取得する等） ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 保健部 国民健康保険課、国保収納課
②所属長の役職名	国民健康保険課長、国保収納課長
8. 他の評価実施機関	

[illegible]

(備考)

[資格管理に関する事務]

- ①ー1 住民異動による資格取得・喪失届の受理・確認、被保険者または世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認を行う。
- ①ー2 国民健康保険システムに住基関連情報等・住登外情報等を連携する。
- ② 被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認を行う。
- ③ー1 住民記録業務へ被保険者の国民健康保険情報を移転する。
- ③ー2 共通基盤システムへ被保険者の国民健康保険情報を移転する。
- ④ 資格確認書の交付申請を受理し、確認および交付する。
- ⑤ 被保険者資格情報・異動情報等を国保連合会に送信する。
- ⑥ 被保険者資格に関する情報を照会、提供する。

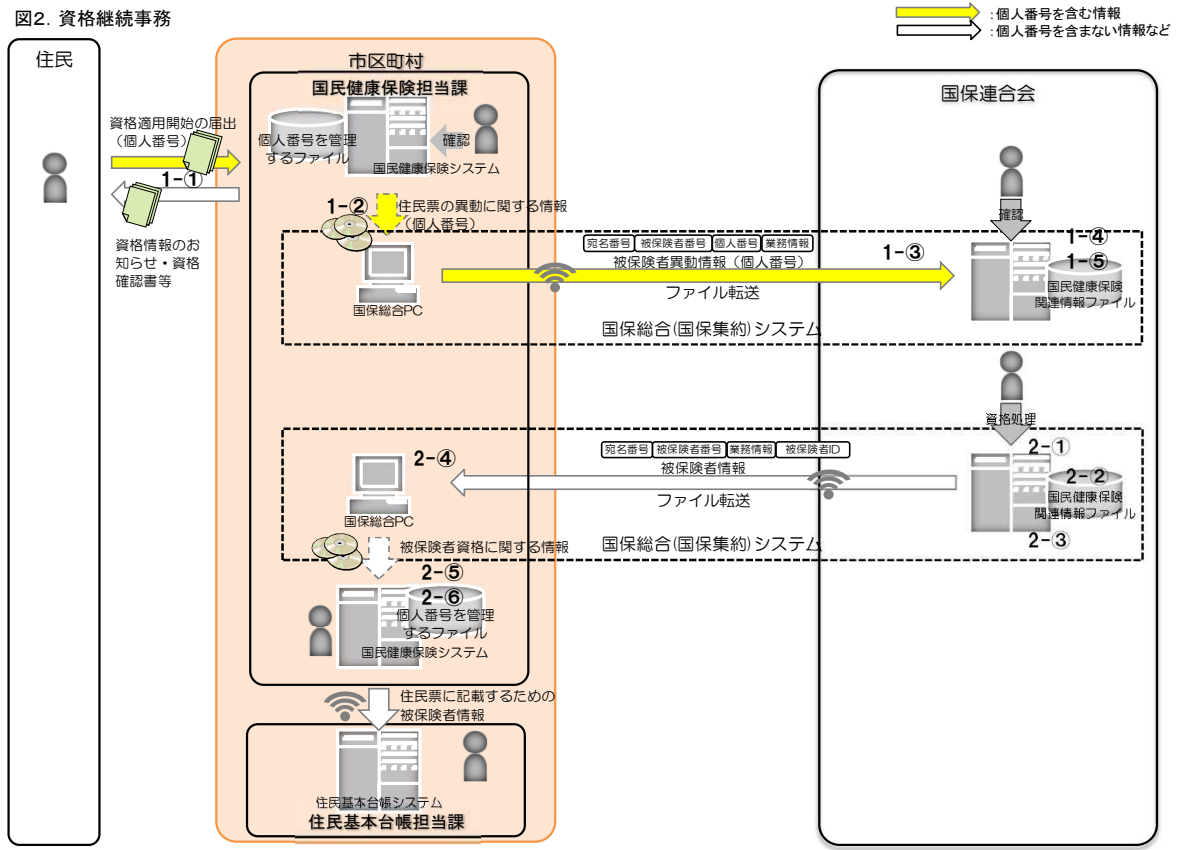
[保険税の賦課・徴収に関する事務]

- ⑦ 保険税の算定等のための所得・資産の把握を行う。
(当該市区町村内の個人住民税(所得情報)の把握、当該課税年度の1月1日に住所を有していた市町村への所得情報確認 (情報提供ネットワークシステムを介した照会))
- ⑧ 介護保険適用除外・介護保険対象者情報(支払回数割保険税含む)を把握する。
- ⑨ 国保連合会から特別徴収対象者情報を受信し、介護保険料の徴収方法の検討、決定を行う。(特別徴収に係る調査等)
- ⑩ 特別徴収の対象となる年金保険者の情報を国保連合会に通知する。
- ⑪ 納税通知書、納付書等を送付する。
- ⑫ 通知した保険税について、普通徴収(口座振替含む)または特別徴収の方法で徴収する。
- ⑬ 保険税の減免、納付猶予等の申請受理および判定を行う。
※軽減・減免の確認のため、以下の情報を情報提供ネットワークシステムより照会する。
 - ・被用者保険の被扶養者の喪失年月日 (旧被扶養者に関する減免)
 - ・雇用保険の受給資格、受給種別 (非自発的失業者に関する軽減) 等
- ⑭ 保険税の過誤納金還付通知の送付および還付に関する情報を照会、提供する。

[保険給付に関する事務]

- ⑮ 各給付申請の受理、確認を行う。
- ⑯ 各給付の申請内容について審査を行い、各世帯の所得状況に応じた給付(支給)額、負担限度額を決定し、通知・支給する。
- ⑰ 療養費支給実績を国保連合会に送信する。
- ⑱ 国保連合会からレセプト情報を受領し、過誤・不当利得の確認を行う。
- ⑲ 国保連合会で算定した高額療養費情報を受領し、高額療養費申請勧奨を行う。
- ⑳ 国保連合会から医療費通知等データを受領し、被保険者に医療費通知等を送付する。
- ㉑ 保険給付の支給に関する情報を照会、提供する。

図2. 資格継続事務



(備考)

1. 資格継続事務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

(1)被保険者異動情報等の送信

1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。

住民には、必要に応じて資格情報のお知らせ、資格確認書等を交付する。

1-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての

被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。

1-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。

1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。

また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

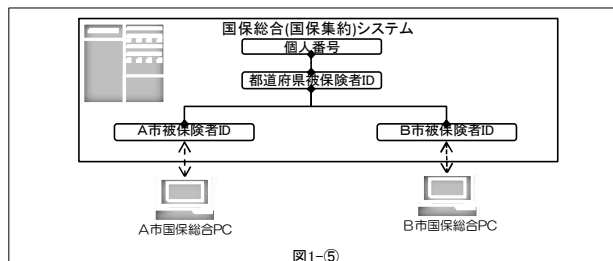
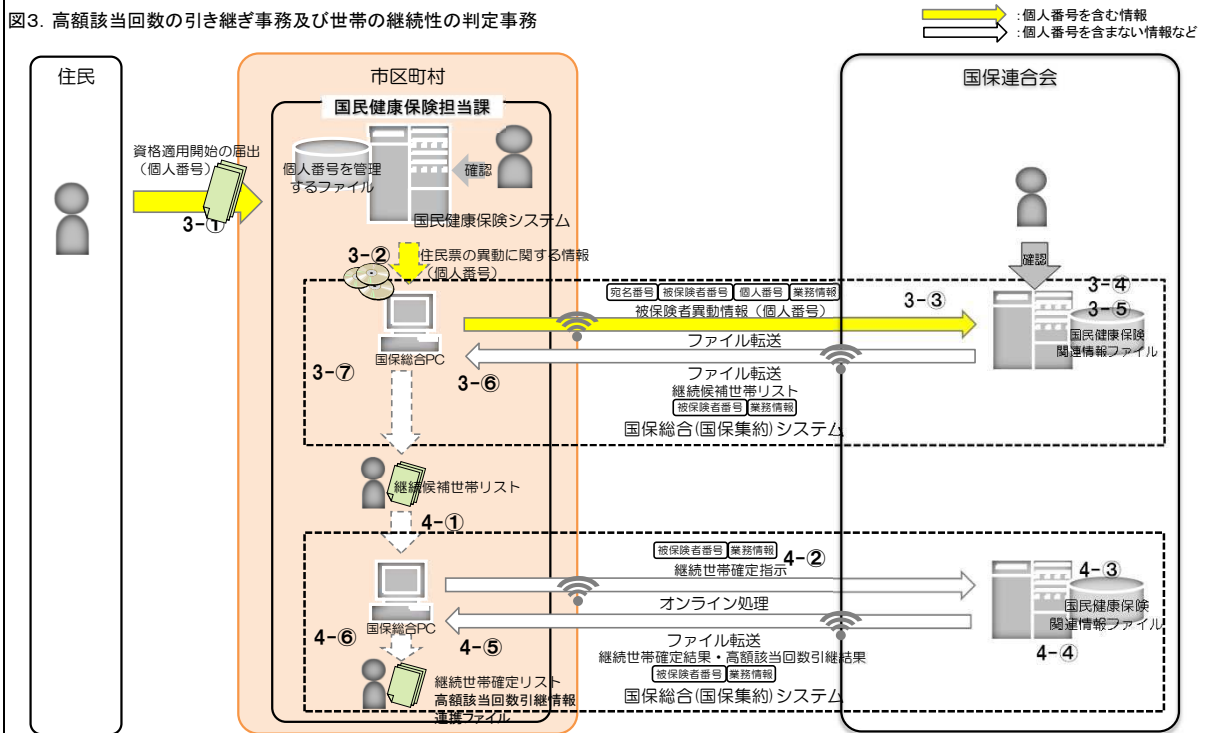


図1-⑤

(2)被保険者情報の受信

- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐づけされている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。
- 2-⑥国民健康保険システムでは、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。
市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

図3. 高額該当回数の引き継ぎ事務及び世帯の継続性の判定事務



(備考)

2. 高額該当回数の引き継ぎ事務及び世帯の継続性の判定事務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

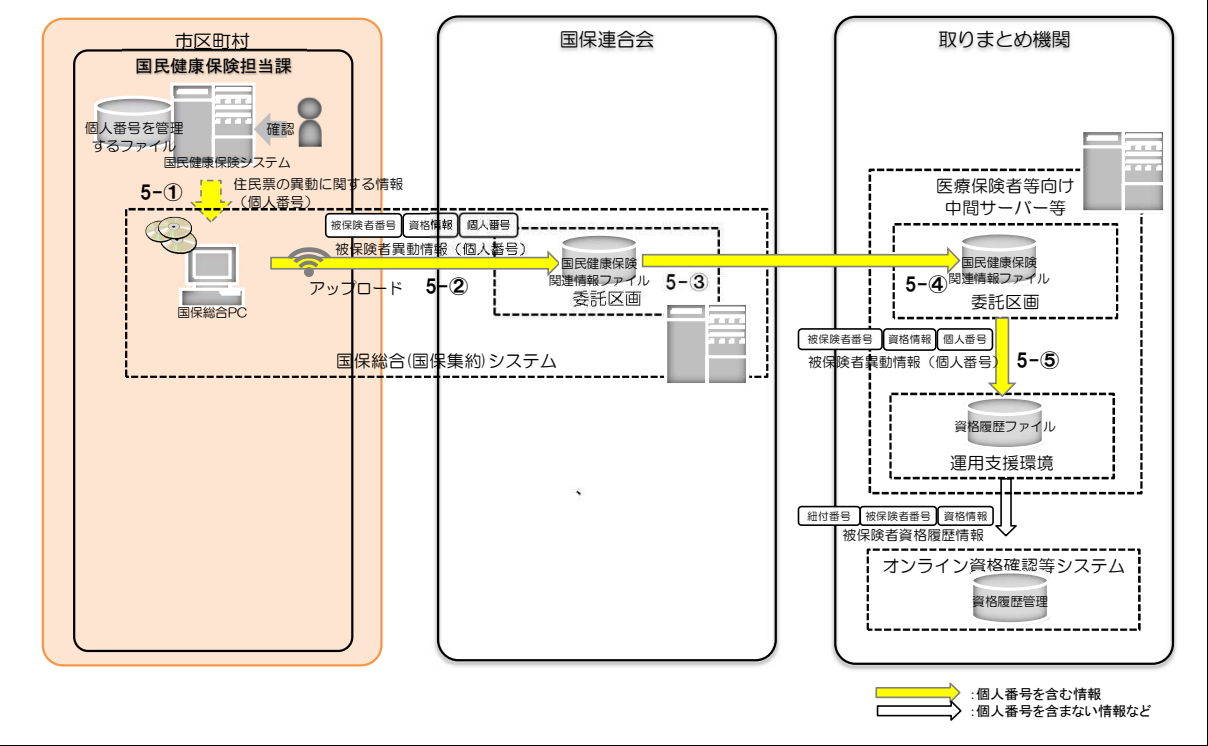
(3)継続候補世帯の抽出

- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
- 3-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 3-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4)継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当回数情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当回数引継結果が作成される。
- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当回数引継結果を配信する。
- 4-⑥市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。
また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当回数引継情報連携ファイルを確認し、高額該当回数情報が引き継がれたことを確認する。

図4. オンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供事務



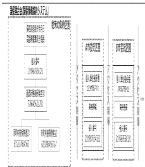
(備考)

3. オンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 5-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。
国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	川口市国民健康保険被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主並びに特定同一世帯所属者
その必要性	保険税の賦課徴収・資格管理・給付関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成や所得情報を把握する必要があるため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報及び連絡先(電話番号等):資格管理や資格確認書及び資格情報のお知らせ交付に際する住所等の確認及び本人への連絡等のために保有。 ・その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 ・医療保険関係情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険税賦課を行うために保有。 ・地方税関係情報:保険税の賦課決定、高齢者の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 ・児童福祉・子育て関係情報及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の適正化及び条例に基づく保険税の減免の適正のために保有。 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 ・雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険税の減額を行うために保有。 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険税の特別徴収を行うために保有。 ・年金関係情報:保険税の特別徴収及び国民健康保険資格適用適正化の確認のために保有。 ・公金受取口座情報:個人情報に紐づけられた公金受取口座への給付及び還付を希望する場合、当該口座情報の取得のために保有。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	国民健康保険課、国保収納課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活福祉1・2課、高齢者保険事業室、国民年金課、介護保険課、障害福祉課、子育て支援課、子育て相談課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [] 民間事業者 () [○] その他 (埼玉県国民健康保険団体連合会)
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (電子申請システム)
③入手の時期・頻度	<本人等からの入手> 随時 <国保連合会からの入手> 川口市は国保連合会より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 ・資格継続事務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) : 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 頻度: 日次(平成30年4月1日以後) ・高額該当回数の引き継ぎ事務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) : 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当回数情報を引き継ぐための情報。 頻度: 月次(平成30年4月1日以後)
④入手に係る妥当性	<その他の入手> ・申請時に本人からの提供を原則とし、保険資格、保険税賦課・徴収及び保険給付に必要な情報を入手する。 ・必要に応じて、情報提供ネットワークシステム等で情報を入手する。 ・現物給付については被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条(療養の給付)等において定められており、また、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。 <国保連合会からの入手> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、川口市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、川口市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続事務 ・被保険者情報 : 国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ事務 ・引き継ぎ情報 : 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。
⑤本人への明示	番号法第14条第2項により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。また、他の機関及び庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、同法第19条8号に明示されているとともに、本人から特定個人情報を含む届出があった際は、使用目的を記載した資料の明示または口頭で使用目的を説明する。

⑥使用目的 ※		被保険者の1. 資格の管理 2. 保険税の賦課 3. 保険税の収納 4. 保険給付の各業務に使用	
	変更の妥当性	-	
⑦使用の主体	使用部署 ※	国民健康保険課、国保収納課、市民課、子育て支援課、障害福祉課、地域保健センター、健康増進課、介護保険課、長寿支援課、生活福祉1課・2課、納税課、特別債権回収課、税制課	
	使用者数	[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 被保険者資格の管理 ・住民票情報、他保険資格情報、生活保護受給情報、児童福祉施設や障害者支援施設等への入退所情報を確認し、資格の取得・喪失や変更を行う。 2. 保険税賦課に関する事務 ・所得額や資産税額により保険税の賦課を行い、雇用保険の受給資格情報や医療保険者の被扶養者情報、減免に関する条例に基づく情報の確認により保険税の減額や減免を行う。 3. 収納管理等 ・保険税未納に伴う督促、催告。 ・保険税過誤納金による還付、充当。 ・保険税を滞納している世帯の所得状況を把握することで納付相談等に活用。 ・保険税の口座振替情報の管理。 ・保険税の納付書等の発行。 4. 保険給付の支給に関する事務 ・高齢者の負担割合の決定。 ・高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ・限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ・特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ・療養費、移送費の支給。 ・高額介護合算療養費の支給。 ・出産育児一時金の支給。 ・葬祭費の支給。 ・他の法令による医療に関する給付との調整。 ・一部負担金の減免申請による審査・決定。 ・保険給付の一時差し止め。 ・国保連合会との被保険者情報の授受及び、保険給付の支給決定。 ・高額療養費多数該当の引継のため、県内市町村からの転入時に世帯の継続性の判定を行う。	
	情報の突合 ※	・団体内統合宛名情報及び国民健康保険世帯主情報を突合して、各種通知書を送付する。(上記1～4) ・団体内統合宛名情報及び国民健康保険被保険者情報を突合して、資格確認書、資格情報のお知らせを交付する。(上記1) ・国民健康保険世帯員及び国民健康保険世帯主の市・県民税情報(固定資産税情報含)、生活保護関係情報、その他社会保障関係システム情報を突合して、保険税を課税する。(上記2) ・団体内統合宛名情報、市・県民税情報、介護保険情報、その他の医療保険給付情報を突合して、各種証の交付及び保険給付の額を決定する。(上記4)	
	情報の統計分析 ※	国・県への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる統計・分析は行わない。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・資格確認書・資格情報のお知らせ・限度額適用認定証等の交付 ・国民健康保険資格の取得・喪失 ・保険税の賦課決定(減免等含む) ・負担区分の決定 ・保険税滞納者への滞納処分等 ・国民健康保険の給付等	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] (6) 件	＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		国民健康保険システムの保守・運用	
①委託内容		国民健康保険システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
	その妥当性	システムの保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (市役所の入退室管理された電算機室内にてシステムを直接操作する。)	
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社 日立システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、川口市に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。	
	⑨再委託事項	システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等	
委託事項2		滞納管理システム運用支援・改修業務	
①委託内容		滞納管理システム運用支援・改修	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	川口市国民健康保険税の納税義務者	
	その妥当性	公平・公正かつ効率的な滞納管理事務を行うため必要である。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (市役所の入退室管理された電算機室内にてシステムを直接操作する。)
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
⑥委託先名		北日本コンピューターサービス株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☒ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、川口市に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑨再委託事項	システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等
委託事項3		資格継続事務、高額該当回数の引き継ぎ事務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続事務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回数の引き継ぎ事務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続事務と高額該当回数の引き継ぎ事務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバ等」へ送信、登録を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☒ 特定個人情報ファイルの全体
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☒ 100万人以上1,000万人未満
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、川口市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者 ※国民健康保険法第5条及び第6条に基づく被保険者のうち、川口市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条第1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続事務と高額該当回数の引き継ぎ事務およびオンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者資格情報の提供事務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。

③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名		埼玉県国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、川口市に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。	
	⑨再委託事項	資格継続事務、高額該当回数を引き継ぎ事務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務	
①委託内容		オンライン資格確認業務として、医療保険者等向け中間サーバ等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、川口市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者 ※国民健康保険法第5条及び第6条に基づく被保険者のうち、川口市に加入資格が適用される者をいう	
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。	
③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名		埼玉県国保連合会 (埼玉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	

[illegible]

⑥委託先名		支払基金 (支払基金は、国保中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他川口市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバ等の運用・保守業務
	委託事項6	
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ※国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。

③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[☒] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名	埼玉県国保連合会 (埼玉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[☐] 再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の埼玉県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、埼玉県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (82) 件 [☒] 移転を行っている (10) 件 [☐] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表の第1欄に定める情報照会者(Ⅱ-5別紙参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表(Ⅱ-5別紙参照)	
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表の第2欄に掲げる特定個人番号利用事務(Ⅱ-5別紙参照)	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表の第4欄に掲げる利用特定個人情報(Ⅱ-5別紙参照)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者	

②移転先における用途	①障害児通所給付関係事務 ②自立支援給付又は地域生活支援関係事務 ③障害福祉サービスにおける利用者負担額(特定障害者特別給付費)算出事務 ④重度心身障害者医療費の助成に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	川口市 地域保健センター、健康増進課
①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表 70の項 (番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条) ②番号法第9条第1項 別表 111の項 (番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条)
②移転先における用途	①養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ②健康増進事業の実施に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	川口市 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 100の項 (番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条)
②移転先における用途	社会福祉法人等利用者負担軽減事業における対象要件の確認
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者

⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6	川口市 長寿支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 61の項 (番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第32条)
②移転先における用途	養護老人ホーム入所に係る負担金徴収事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先7	川口市 生活福祉1課・2課
①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表 23の項 (番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条) ②番号法第9条第2項、川口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	①生活保護に関する事務 ②外国人に対する生活保護に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	川口市 納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24の項 (番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条)
②移転先における用途	市税滞納整理に関する事務
③移転する情報	国民健康保険税収滞納情報

④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先9	川口市 特別債権回収課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24の項 (番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条)
②移転先における用途	国民健康保険税滞納整理に関する事務
③移転する情報	国民健康保険税収滞納情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先10	川口市 税制課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24の項 (番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条)
②移転先における用途	国民健康保険税の収納に関する事務
③移転する情報	国民健康保険税収納情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	川口市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜川口市における措置＞ 保管場所は生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID・パスワードの認証が必要。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜クラウドサービス利用システムにおける措置＞ 本市の定める手順にて検討・選定したクラウドサービス事業者において適切に保管を実施。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [20年以上]
	その妥当性	地方税法第18条により徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、時効完成後に削除する。（保管期間を20年以上とする） 納期限内に納付される一般的な特定個人情報については、10年未満で削除する。
③消去方法		＜川口市における措置＞ 保存期間を超えたデータについては、システムにより消去対象情報を媒体に退避した上で、消去条件の情報のみ消去する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜クラウドサービス利用システムにおける措置＞ 本市の定める手順にて検討・選定したクラウドサービス事業者において適切に保管を実施 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがたって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

宛名情報		資格情報		証交付回収情報		
No	項目名	No	項目名	No	項目名	
1	宛名番号	1	保険証番号	1	保険証番号	
2	個人番号	2	宛名番号	2	宛名番号	
3	履歴番号	3	世帯主宛名番号	3	世帯主宛名番号	
4	有効フラグ	4	国保有有効フラグ	4	保険証種別区分	
5	住民区分	5	続柄コード	5	有効期限	
6	住民日	6	国保資格区分	6	短期証種別区分	
7	住民届出日	7	適用開始事由国保異動事由	7	対象年度	
8	住定日	8	適用開始異動年月日	8	最新フラグ	
9	実定日	9	適用開始届出年月日	9	判定負担区分	
10	世帯番号	10	適用終了事由国保異動事由	10	前回負担区分	
11	世帯主氏名カナ	11	適用終了異動年月日	11	途中変更負担区分	
12	世帯主氏名漢字	12	適用終了届出年月日	12	途中変更適用年月日	
13	氏名カナ	13	退職該当退職異動事由区分	13	判定事由コード	
14	氏名漢字	14	退職該当異動年月日	14	判定事由該当年月日	
15	国籍コード	15	退職該当届出年月日	15	適用年月日	
16	現住所郵便番号	16	退職非該当退職異動事由区分	16	国保再判定区分	
17	現住所コード	17	退職非該当異動年月日	17	一定以上所得区分コード	
18	現住所	18	退職非該当届出年月日	18	低所得区分コード	
19	現住所地番	19	本扶区分	19	申請区分コード	
20	現住所方書漢字	20	国保扶養事由区分	20	申請年月日	
21	現住所部屋番号	21	準資格該当準資格区分	21	住民税非課税該当コード	
22	本籍地住所	22	準資格施設区分	22	世帯非課税区分コード	
23	転出先郵便番号	23	準資格該当異動年月日	23	低所得用合計所得額	
24	転出先住所コード	24	準資格該当届出年月日	24	世帯内最高所得額	
25	転出先住所	25	準資格非該当異動年月日	25	高齢者老人該当人数	
26	転出先地番	26	準資格非該当届出年月日	26	高齢者老人判定所得額	
27	転出先方書漢字	27	準資格非該当予定年月日	27	資料区分	
28	転出先部屋番号	28	被保険者ID	28	市町村均等割額	
29	転入前住所郵便番号	29	資格取得事由国保異動事由	29	端数切捨済市町村所得割額	
30	転入前住所コード	30	資格取得異動年月日	30	課税所得金額	
31	転入前住所	31	資格取得届出年月日	31	世帯負担区分	
32	転入前住所地番	32	資格喪失事由国保異動事由	32	前回世帯負担区分	
33	転入前住所方書漢字	33	資格喪失異動年月日	33	世帯未申告区分	
34	転入前部屋番号	34	被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番（個人を識別する2桁の番号）	34	高齢者老人判定収入額	
35	宛名郵便番号			35	高齢者到達予定フラグ	
36	宛名住所コード			36	被保険者数16歳未満	
37	宛名住所	35	券面記載の被保険者証記号	37	被保険者数19歳未満	
38	宛名地番	36	券面記載の被保険者証番号	38	住民税課税所得金額	
39	宛名方書漢字	37	券面記載の氏名（漢字）	39	証区分	
40	宛名部屋番号	38	券面記載の氏名（漢字）の読み仮名	40	交付年月日	
41	生年月日			41	設定有効年月日	
42	性別区分	39	券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）	42	回収年月日	
43	続柄名称漢字			43	保険証最新フラグ	
44	外国人通称氏名カナ	40	券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）の読み仮名	44	保険証形態区分	
45	外国人通称氏名漢字			45	一般退職区分	
46	外国人本名カナ	41	被保険者証裏面への性別記載の有無	46	学遠区分	
47	外国人本名			47	発行年月日	
48	宛名異動事由コード			48	交付氏名カナ	
49	異動日			49	交付氏名漢字	
50	異動届出日			50	保険証交付理由区分	
51	DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無					

証交付回収情報		給付情報		給付情報	
No	項目名	No	項目名	No	項目名
51	保険証交付方法区分	1	請求年月	51	療養期間終了年月日
52	保険証回収方法区分	2	返戻区分	52	出生児宛名番号
53	高齢者証有無フラグ	3	保険制度区分	53	出生児氏名
54	高齢者最新フラグ	4	保険種別区分	54	出生年月日
55	高齢者国保履歴番号	5	点数表コード	55	妊娠週数
56	高齢者負担区分	6	療養費種別	56	双子区分
57	負担割合	7	保険証番号	57	死産区分
58	高齢者発効期年月日	8	宛名番号	58	受領委任フラグ
59	高齢者年齢到達年月日	9	診療年月	59	出産数
60	減額認定申請最新フラグ	10	医療機関県コード	60	産科医療補償制度対象分娩区分
61	減額認定申請国保履歴番号	11	医療機関点数区分	61	死亡者宛名番号
62	減額認定申請発効期日	12	医療機関番号	62	死亡者氏名漢字
63	減額認定申請適用区分コード	13	診療科目	63	死亡年月日
64	マル長該当年月日	14	入外区分	64	葬祭年月日
65	マル長非該当年月日	15	本扶区分	65	通知書番号
66	特定疾病最新フラグ	16	本人家族区分	66	請求額
67	特定疾病交付区分	17	性別	67	納付済額
68	特定疾病認定区分	18	生年月日	68	不当理由コード
69	特定疾病自己負担限度額	19	給付割合	69	国保異動事由
70	特定疾病発行期日	20	国保実日数	70	国保異動年月日
71	給付開始年月日	21	国保決定総医療費	71	国保届出年月日
72	自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	22	国保限度額	72	戻入区分
		23	国保一部負担額	73	納期限
		24	公費公費負担者番号	74	領収日
		25	公費受給者番号	75	収納日
		26	公費実日数	76	口座情報
		27	公費決定総医療費		
		28	公費限度額		
		29	公費一部負担額		
		30	国保食事実日数		
		31	国保食事基準額		
		32	国保食事標準負担額		
		33	公費食事実日数		
		34	公費食事基準額		
		35	公費食事標準負担額		
		36	総医療費		
		37	保険者負担額		
		38	患者負担相当額		
		39	公費負担額		
		40	公費患者負担額		
		41	実患者負担額		
		42	高額現物給付額		
		43	指定公費負担額		
		44	課税区分		
		45	世帯負担区分		
		46	年間該当回数		
		47	多数該当フラグ		
		48	支払確定額		
		49	発病負傷年月日		
		50	療養期間開始年月日		

賦課情報		賦課情報		収納情報	
No	項目名	No	項目名	No	項目名
1	対象年度	51	合計決定保険税額	1	宛番号
2	宛番号	52	一般分決定保険税額	2	賦課年度
3	保険証番号	53	退職者分決定保険税額	3	税目コード
4	世帯主宛番号	54	年金名称	4	対象年度
5	国保有効フラグ	55	特別徴収義務者コード	5	通知書番号
6	世帯主宛番号	56	義務者名称	6	期別コード
7	通知書番号	57	年金支給額	7	会計年度
8	仮徴収通知書番号	58	所得割算定基礎額	8	期別調定額
9	本徴収通知書番号	59	所得割額	9	期別収納額
10	所得割算定基礎額	60	資産割算定基礎額	10	延滞金調定額
11	所得割額	61	資産割額	11	延滞金収納額
12	資産割算定基礎額	62	均等割人数	12	督促料調定額
13	資産割額	63	均等割額	13	督促料収納額
14	均等割人数	64	平等割額	14	納期限
15	均等割額	65	算出額	15	繰上前納期限
16	平等割額	66	軽減均等割額	16	納期変更フラグ
17	算出額	67	軽減平等割額	17	収納年月日
18	軽減均等割額	68	減免額	18	領収年月日
19	軽減平等割額	69	算定額	19	繰越時調定額
20	条例減免額	70	限度超過額	20	繰越時収納額
21	減免額	71	年間保険税額	21	繰越調定額
22	算定額	72	退職所得割算定基礎額	22	繰越年月日
23	限度超過額	73	退職所得割額	23	不納欠損額
24	年間保険税額	74	退職資産割算定基礎額	24	表示用税目コード
25	退職所得割算定基礎額	75	退職資産割額	25	表示用期月
26	退職所得割額	76	退職均等割人数	26	随期フラグ
27	退職資産割算定基礎額	77	退職均等割額	27	更正回数
28	退職資産割額	78	退職平等割額	28	収納回数
29	退職均等割人数	79	退職算出額	29	還付回数
30	退職均等割額	80	退職軽減均等割額	30	充当回数
31	退職平等割額	81	退職軽減平等割額	31	口振不能回数
32	退職算出額	82	退職減免額	32	納通返戻設定カウンタ
33	退職軽減均等割額	83	退職算定額	33	納通返戻設定年月日
34	退職軽減平等割額	84	退職限度超過額	34	督促返戻設定カウンタ
35	条例減免額退職	85	退職年間保険税額	35	督促返戻設定年月日
36	退職減免額	86	合計分増減調整額	36	納通発送年月日
37	退職算定額	87	一般分増減調整額	37	督促発行年月日
38	退職限度超過額	88	退増減調整額	38	更正年月日
39	退職年間保険税額	89	合計決定保険税額	39	国税更正年月日
40	合計分増減調整額	90	一般分決定保険税額	40	更正届出年月日
41	一般分増減調整額	91	退決定保険税額	41	更正請求年月日
42	退職者分増減調整額	92	口座情報	42	更正通知年月日
43	世帯区分			43	過誤納金発生事由コード
44	世帯区分コード短名称			44	法定納期限等
45	国保退職区分コード			45	法定納期限
46	国保退職区分コードコード短名称			46	業務固有キー
47	未申告該当非該当フラグ			47	漢字業務固有キー
48	軽減区分			48	申告年月日
49	単身世帯軽減区分			49	調定年月日
50	軽減判定合計所得額			50	延長月数

収納情報	
No	項目名
51	重加算対象税額
52	納税計画対象額
53	納税計画状態コード
54	納税計画カウンタ
55	執行停止カウンタ
56	不納欠損カウンタ
57	差押カウンタ
58	参加差押カウンタ
59	交付要求カウンタ
60	繰上徴収カウンタ
61	その他処分カウンタ
62	徴収猶予カウンタ
63	換価猶予カウンタ
64	滞納整理組合カウンタ
65	納税承継カウンタ
66	督促停止カウンタ
67	催告停止カウンタ
68	納通公示カウンタ
69	督促公示カウンタ
70	電話催告停止カウンタ
71	時効中断年月日
72	口座情報

(Ⅱ-5別紙)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条別表に定める事務

No.	情報照会者	法令上の根拠(項番)	提供先における用途
1	厚生労働大臣	一	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって第三条で定めるもの
2	全国健康保険協会	二	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	三	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	四	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	五	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	六	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの
7	全国健康保険協会	七	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
8	都道府県知事	十一	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
9	都道府県知事	十三	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
10	市町村長	十五	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
11	市町村長	十六	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第十八条で定めるもの
12	都道府県知事	十九	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第二十一条で定めるもの
13	都道府県知事又は市町村長	二十	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの
14	市町村長	二十七	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの
15	市町村長	二十八	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
16	市町村長	三十七	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
17	都道府県知事	三十八	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの
18	都道府県知事	三十九	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
19	都道府県知事等	四十二	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
20	市町村長	四十八	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
21	都道府県知事	四十九	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
22	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	五十三	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの

23	日本私立学校振興・共済事業団	五十六	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの
24	日本私立学校振興・共済事業団	五十七	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
25	厚生労働大臣又は共済組合等	五十八	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
26	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	五十九	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
27	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	六十三	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
28	国家公務員共済組合	六十五	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
29	国家公務員共済組合連合会	六十六	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
30	市町村長又は国民健康保険組合	六十九	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
31	市町村長又は国民健康保険組合	七十	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの
32	厚生労働大臣	七十三	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
33	市町村長	七十五	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
34	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	七十六	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
35	都道府県知事等	八十一	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
36	地方公務員共済組合	八十三	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
37	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	八十四	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
38	市町村長	八十六	老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
39	市町村長	八十七	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
40	都道府県知事	八十八	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
41	都道府県知事又は市町村長	八十九	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
42	都道府県知事等	九十	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
43	厚生労働大臣又は都道府県知事	九十一	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
44	都道府県知事等	九十二	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
45	市町村長	九十六	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの

46	厚生労働大臣又は都道府県知事	九十八	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
47	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	百六	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
48	市町村長	百八	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
49	厚生労働大臣	百十一	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって第百十三条で定めるもの
50	後期高齢者医療広域連合	百十五	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
51	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	百二十四	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの
52	都道府県知事等	百二十五	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
53	厚生労働大臣	百二十九	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
54	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	百三十	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
55	市町村長	百三十一	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの
56	市町村長	百三十二	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
57	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	百三十七	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
58	厚生労働大臣	百三十八	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
59	独立行政法人農業者年金基金	百四十	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
60	独立行政法人日本学生支援機構	百四十一	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
61	厚生労働大臣	百四十二	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの

62	都道府県知事又は市町村長	百四十四	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
63	都道府県知事又は市町村長	百四十五	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの
64	総務大臣	百四十七	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
65	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	百五十一	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
66	厚生労働大臣	百五十二	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
67	市町村長	百五十五	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
68	厚生労働大臣	百五十六	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
69	都道府県知事	百五十八	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
70	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	百六十	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
71	都道府県知事等	百六十一	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。))に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。))であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。))の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
72	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	百六十三	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
73	都道府県知事	百六十四	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇ー二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
74	都道府県知事	百六十五	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇ー一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
75	都道府県知事	百六十六	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
76	文部科学大臣	百六十七	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの

77	都道府県知事又は都道府県教育委員会	百六十八	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
78	都道府県知事又は都道府県教育委員会	百六十九	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの
79	都道府県知事又は都道府県教育委員会	百七十	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
80	文部科学大臣	百七十一	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
81	都道府県知事又は都道府県教育委員会	百七十二	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
82	都道府県知事	百七十三	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<川口市における入手> ・ 住民からの入手 ①住民からの申請情報入手の際は、その内容の確認を行い、誤りのないようにする。 ②住民からの情報入手にあたっては、対象以外の情報を入手することのないよう、本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に定めるもの（以下「身分証明書等」という。）の確認を厳格に行う。なお、申請者が代理人であっても、当該申請書に記入する内容は申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。 ③本人以外より提出のあった申請等情報や他市町村から回送された申請等情報について、川口市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断する。 ・ 他部署からの入手 対象者の宛名番号および氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることのないよう一意性を確保した照会・回答を行う。 ・ 他市町村からの入手 前住所地に所得照会した場合の通知の記載内容と対象者情報を照合し、一意性に疑問がある場合は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。 <国保連合会からの入手>（国保総合PCにおける措置） ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止する。 ※:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<川口市における入手> ・ 住民からの入手 ①住民からの申請情報の入手については、資格・賦課・給付に必要な情報のみを記入する様式にしており、必要な情報以外は入手しないようにしている。 ②窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、届出又は申請人が誤って不要な情報を記入することがないようにしている。また、電子申請システムには必要のない項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 ③住民以外からの申請等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させることで必要な情報以外の情報を入手しないようにしている。 ・ 他部署からの入手 ①研修等により、業務に不要な個人情報の入手に関して周知徹底を行う。 ②書面により照会または回答を行う場合は、不要な情報を照会または回答しないよう、その都度決裁により確認する。 ・ 他市町村からの入手 適正な書式を使用して、不要な情報を照会または回答しないよう、その都度決裁により確認する。 <国保連合会からの入手>（国保総合PCにおける措置） ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ※:「指定されたインタフェース」とは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができない仕組みになっている。

その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜川口市における入手＞ ・申請者より情報を入手する際はその申請者自身へ、収集する情報の使用目的及び用途について説明、または明示する。 ・庁内連携により入手する場合は庁内連携システムを介して行うが、権限を持った者しか情報照会を行わず、また、その照会履歴は記録として保存される仕組みとなっている。 ＜国保連合会からの入手＞（国保総合PCにおける措置） ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定し、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御し、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、川口市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないようにすることで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容	＜川口市における入手＞ ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(健康保険資格確認書など)と住民基本台帳情報等の聞き取り。 ＜国保連合会からの入手＞（国保総合PCにおける措置） ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、川口市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は川口市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても川口市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保する。		
個人番号の真正性確認の措置の内容	＜川口市における入手＞ 個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ＜国保連合会からの入手＞（国保総合PCにおける措置） 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されない。		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜川口市における入手＞ 特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ＜国保連合会からの入手＞（国保総合PCにおける措置） ・国保連合会から配信される被保険者情報については、川口市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は川口市および他市の双方に配信され、川口市および他市の職員が確認する。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、川口市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を川口市の職員が確認する。		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜川口市における入手＞ ・窓口では本人から直接書面を受け取ることを原則とする。 ・郵送の場合は、窓口等で市が配布している返信用封筒を使用するよう促す。 ・電子申請システムの場合は、市民からの個人番号の入力は必要最小限とし、電子申請システムから個人番号のCSV出力や印刷、他システムとの自動連携をしない。また、電子申請システムとの通信にはLGWAN回線を用いた上で、通信内容の暗号化を実施している。 ＜国保連合会からの入手＞（国保総合PCにおける措置） ・川口市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・川口市の国保総合PCと国保連合会の国保総合（国保集約）システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施する。 ・川口市の国保総合PCと国保連合会の国保総合（国保集約）システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容を記録することで、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、取り扱う職員を限定し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに消去する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	国民健康保険システムに対して不要なアクセスができないよう、利用権限の設定等、適切なアクセス制御対策を実施している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	国民健康保険システムは、庁内連携システムを介して目的を超えた紐付けがなされないよう、適切なアクセス制御がされている。	
その他の措置の内容	＜川口市における措置＞ 情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能（※）は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減する。 ※: GUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<川口市における措置> IDによる識別とパスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないようにする。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・国民健康保険課長、国保収納課長が業務ごとにアクセスできる権限を決め、システムに反映させている。 ・人事異動等によりアクセス権限の変更を行った際は、変更した内容を帳票に出力し、アクセス権の失効・追加等を再確認している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	異動退職等があった際に、国民健康保険課長、国保収納課長が業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<川口市における措置> ・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 ・国民健康保険システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容を記録する。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜川口市における措置＞ ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。 ・バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定する。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)を国保総合PCに搭載しないため、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 ※:GUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、取り扱う職員を限定し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに消去する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
国民健康保険に関する事務では、被保険者数等の各種統計を行うが、特定の個人を判断しうような統計や情報分析は行わない。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・外部委託業者を選定する際、個人情報保護方針の策定、ISO/IEC27001等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] ＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・ID、パスワードにより制限している。 ・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。 ＜医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバ等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。 <医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・操作ログを中間サーバで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止している。 <医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止している。 <医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の消去は委託していない。(情報資産は秘密保持契約により返還する旨規定されている)
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・川口市情報セキュリティポリシー及び川口市情報セキュリティ実施手順 ・業務の責任者、業務内容、作業従事者、作業場所の報告 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する情報セキュリティ教育の実施 ・国民健康保険課より提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項 ・業務終了時の情報資産の返還又は廃棄 ・業務に関する定時報告及び緊急時の報告義務 ・国民健康保険課による監査、検査(委託内容に応じた情報セキュリティ対策の確保のための実地調査を含む。) ・情報セキュリティインシデント発生時に川口市がその内容を公表すること ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合に損害を賠償すること ・特定個人情報の持ち出しの原則禁止

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	十分にしている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・契約時に委託先と秘密保持契約を締結し、その中で委託者及び再委託者が市の指示する事項について約定し、再委託者の当該事務に関する行為について委託者が全ての責任を負うことを定めている。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を条件としている。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・医療保険者等向け中間サーバ等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜国保連合会における措置＞ ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じる。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合PCで利用できる外部媒体は、国保連合会が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・電子記録媒体は、取り扱う職員を限定し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに消去する。 ＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	庁内連携システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰にに対し何のために提供したかがすべて記録される仕組みとなっている。 また、庁内連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしている。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	「情報資産利用依頼書」の提出を受け、番号法の条文に適合しているか否かを判断し、提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	・情報セキュリティポリシーに則し、川口市情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び川口市個人情報保護条例に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<川口市における措置> ・庁内連携システムは外部と直接接続できないようにしている。 ・申請書類等は、鍵付きのキャビネット等に保管している。 ・LGWAN 接続端末、個人番号利用事務系接続端末については、セキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USB メモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <クラウドサービス利用システムにおける措置> 本市の定める手順にて検討・選定したクラウドサービス事業者において適切に保管を実施。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去>(国保総合PCにおける措置) ・川口市と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、取り扱う職員を限定し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報は、作業が終わる都度、速やかに消去する。 <クラウドサービス利用システムにおける措置> 本市の定める手順にて検討・選定したクラウドサービス事業者において適切に保管を実施。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション提供事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人情報と同様の方法で安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<川口市における措置> 連携はリアルタイムで行っており、異動情報は即座に置き変わる。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> (国保総合PCにおける措置) ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<川口市における措置> ・一定期間経過後は既存システムから論理消去される。 ・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> (国保総合PCにおける措置) ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 <クラウドサービス利用システムにおける措置> 本市の定める手順にて検討・選定したクラウドサービス事業者において適切に保管を実施。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	

その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。			

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<川口市における措置> ・年1回、各部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<川口市における措置> ・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 ・また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システム> ・番号法第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<川口市における措置> ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 ・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員	

3. その他のリスク対策

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜取りまとめ機関における措置＞

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
特記事項	川口市のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している(令和5年4月1日～)。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は) 請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当額)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険業務ファイル
公表場所	川口市ホームページ(https://www.city.kawaguchi.lg.jp)(令和5年4月1日～)。
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年2月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	川口市パブリック・コメント手続実施要綱に基づく意見募集を実施。 実施にあたっては、市の広報・ホームページに意見募集案内を掲載。期間内は、評価書(案)を広く閲覧できるよう、評価書(案)を情報政策課・国民健康保険課・国保収納課・市政情報コーナーへ設置するとともに、ホームページに掲載する。
②実施日・期間	令和7年3月14日(金)～4月14日(月)(32日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年5月19日(月)
②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問
③結果	特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断、承認する。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	別添1	図 省略	図 省略	事後	国民健康保険システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6.特定個人情報の保管・消去－①保管場所	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	国民健康保険システムのガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－6.特定個人情報の保管・消去－ ③消去方法	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	国民健康保険システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7.特定個人情報の保管・消去－リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクー ⑤物理的対策－具体的な対策の内容	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	国民健康保険システムのガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7.特定個人情報の保管・消去－リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑥技術的対策－具体的な対策の内容	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	国民健康保険システムのカバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7.特定個人情報の保管・消去－リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク－消去手順－手順の内容	＜川口市における措置＞ ・消去を行う際は「川口市情報セキュリティポリシー」の規定に従い処理をすることとしているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 (記録媒体を廃棄する場合は、物理的に破壊又は消去ソフト等を利用し、情報を復元できないように処置した上で廃棄。また、その際は情報システム管理者の許可を得なければならず、行った処理について日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。) ・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞(国保総合PCにおける措置) ・国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 ＜クラウドサービス利用システムにおける措置＞ 本市の定める手順にて検討・選定したクラウドサービス事業者において適切に保管を実施。	＜川口市における措置＞ ・一定期間経過後は既存システムから論理消去される。 ・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞(国保総合PCにおける措置) ・国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 ＜クラウドサービス利用システムにおける措置＞ 本市の定める手順にて検討・選定したクラウドサービス事業者において適切に保管を実施。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	国民健康保険システムのカバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	IVその他のリスク対策－1.監査－②監査－具体的な内容	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	国民健康保険システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年6月6日	IVその他のリスク対策－3.その他のリスク対策	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	国民健康保険システムのガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－5.個人番号の利用－法令上の根拠 (1/2)	<被保険者資格管理等に係る事務> 【別表第2における情報提供】 ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの ※注1・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの ※注2・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法等の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	<被保険者資格管理・保険税賦課等に係る事務> ・番号法第9条第1項 別表の44の項(国保法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの ※注1・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第24条 ・番号法第9条第1項 別表の24の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの ※注2・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法等の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－5.個人番号の利用－法令上の根拠 (2/2)	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注3)で定めるもの ※注3・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <保険給付の支給に係る事務> ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注3)で定めるもの ※注3・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第2項 <保険税過誤納金の還付に係る業務> ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(注4)で定めるもの ※注4・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項	<オンライン資格確認業務> ・番号法第9条第1項 別表の44の項(国保法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注3)で定めるもの ※注3・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項 <保険給付の支給に係る事務> ・番号法第9条第1項 別表の44の項(国保法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令(※注4)で定めるもの ※注4・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第2項 <徴収・保険税過誤納金の還付に係る業務> ・番号法第9条第1項 別表の24の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注5)で定めるもの ※注5・・・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠（1/2）	<被保険者資格管理等に係る事務> 【別表第2における情報提供】 [別表第1 30項関係] ・番号法第19条第8号 別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、22条の2、24条の2、25、31条の2、33、41条の2、43、44、46、49、53、55条の2、59条の3	【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」という。）第2条別表に定める事務における情報提供】 [番号法別表44の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第4、5、8、15、18、21、29、40、44、50、58、67、71、72、85、89、113、117、127、133、139、143、147、160、163、166、167、168、175条 [番号法別表24の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第3、4、5、6、7、9、13、15、17、22、30、39、41、44、50、51、55、59、60、61、65、67、68、71、75、77、78、83、85、86、88、89、90、91、92、93、94、98、100、108、110、126、127、131、132、134、139、140、142、143、144、146、149、153、154、157、158、160、162、163、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175条	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠（2/2）	【別表第2における情報照会】 [別表第1 30項関係] ・番号法第19条第8号 別表第2 42、43の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、25条の2 [別表第1 16項関係] ・番号法第19条第8号 別表第2 27の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表に定める事務における情報照会】 [番号法別表44の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表69、70、71の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71、72、73条 [番号法別表24の項関係] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 別表48の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条 【オンライン資格確認業務】 ・番号法附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認業務のために機関別符号を取得する等） ・国保法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-提供・移転の有無	提供を行っている(29)件	提供を行っている(82)件	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙Ⅱ－5参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表の第1欄に定める情報照会者(Ⅱ－5別紙参照)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-提供先1－①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙Ⅱ－5参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表(Ⅱ－5別紙参照)	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-提供先1-②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙Ⅱ-5参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表の第2欄に掲げる特定個人番号利用事務(Ⅱ-5別紙参照)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-提供先1-③提供する情報	番号法第19条第8号別表第2の第4欄に掲げる情報(別紙Ⅱ-5参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の別表の第4欄に掲げる利用特定個人情報(Ⅱ-5別紙参照)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-移転先3-①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1 8の項(別表第1省令第8条) ②・③番号法第9条第1項 別表第1 84の項(別表第1省令第60条)(略)	①番号法第9条第1項 別表 9の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条) ②・③番号法第9条第1項 別表 117の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条)(略)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-移転先4-①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1 49の項(別表第1省令第40条) ②番号法第9条第1項 別表第1 76の項(別表第1省令第54条)	①番号法第9条第1項 別表 70の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条) ②番号法第9条第1項 別表 111の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-移転先5-①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 41の項(別表第1省令第32条)	番号法第9条第1項 別表 100の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-移転先6-①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 41の項(別表第1省令第32条)	番号法第9条第1項 別表 61の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第32条)	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-移 転先7-①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1 15の項 (別 表第1省令第15条) (略)	①番号法第9条第1項 別表 23の項 (番号 法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条) (略)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-移 転先8-①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 16の項 (別表 第1省令第16条)	番号法第9条第1項 別表 24の項 (番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令第 16条)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-移 転先9-①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 16の項 (別表 第1省令第16条)	番号法第9条第1項 別表 24の項 (番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令第 16条)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)-移 転先10-①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 16の項 (別表 第1省令第16条)	番号法第9条第1項 別表 24の項 (番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令第 16条)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年6月6日	(Ⅱ－5別紙)番号法第19条 第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第 二条別表に定める事務	別添3－1変更箇所一覧を参照	別添3－1変更箇所一覧を参照	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務－② 事務の内容（1/2）	・国民健康保険法（以下「国保法」という。）、地方税法に基づき、被保険者の資格管理、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の賦課及び徴収並びに保険給付の各事務を行っている。 ・特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき次の事務に使用する。 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が「国民健康保険法」に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。 1. 資格管理事務 ① 住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ② 被保険者証（以下「保険証」という。）及び資格証明書等の交付。 ③ 高齢受給者証（以下「高齢証」という。）の負担割合の決定及び証の交付。 ④ 限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ⑤ 資格継続事務。 2. 保険税賦課・徴収事務 ① 所得情報により保険税を賦課。（減免申請の審査・決定等を含む。） ② 年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険税徴収方法の決定。 ③ 保険税の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。 ④ 保険税の過誤納金の還付、充当処理。 ⑤ 保険税の収納管理、滞納管理により、滞納者への納付相談等を実施。 ⑥ 保険税の口座振替情報の管理。	・国民健康保険法（以下「国保法」という。）、地方税法に基づき、被保険者の資格管理、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の賦課及び徴収並びに保険給付の各事務を行っている。 ・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき次の事務に使用する。 1. 資格管理事務 ① 住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ② 資格確認書及び資格情報のお知らせの交付。 ③ 70歳以上の高齢者の負担割合の決定。 ④ 限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ⑤ 資格継続事務。 2. 保険税賦課・徴収事務 ① 所得情報により保険税を賦課。（減免申請の審査・決定等を含む。） ② 年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険税徴収方法の決定。 ③ 保険税の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。 ④ 保険税の過誤納金の還付、充当処理。 ⑤ 保険税の収納管理、滞納管理により、滞納者への納付相談等を実施。 ⑥ 保険税の口座振替情報の管理。 3. 保険給付事務 ① 高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ② 人工透析が必要な慢性腎不全等の特定疾病（以下「特定疾病」という。）療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ③ 療養費、移送費の支給。 ④ 食事療養標準負担額減額の差額支給。 ⑤ 高額介護合算療養費の支給。 ⑥ 出産育児一時金の支給。 ⑦ 葬祭費の支給。 ⑧ 他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑨ 一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑩ 保険給付の一時差し止め。 ⑪ 埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「埼玉県国保連合会」という。）との被保険者情報授受及び保険給付の支給決定。 ⑫ 高額該当回数の引き継ぎ事務及び世帯の継続性の判定事務。	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務－② 事務の内容（2/2）	3. 保険給付事務 ① 高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ② 人工透析が必要な慢性腎不全等の特定疾病（以下「特定疾病」という。）療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ③ 療養費、移送費の支給。 ④ 食事療養標準負担額減額の差額支給。 ⑤ 高額介護合算療養費の支給。 ⑥ 出産育児一時金の支給。 ⑦ 葬祭費の支給。 ⑧ 他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑨ 一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑩ 保険給付の一時差し止め。 ⑪ 埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「埼玉県国保連合会」という。）との被保険者情報授受及び保険給付の支給決定。 ⑫ 高額該当回数の引き継ぎ事務及び世帯の継続性の判定事務。 4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。） ① オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、川口市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ② オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、川口市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	4. オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。） ① オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）から委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、川口市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ② オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、川口市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国保連合会または支払基金」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた「国保中央会及び支払基金」（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム1－②システムの機能	1. 資格・賦課機能 ・住民基本台帳情報管理機能:住所、氏名、世帯情報等の管理・更新をする機能。 ・被保険者資格管理機能:取得・喪失・変更の資格情報や履歴を管理する機能。 ・保険証発行機能:保険証、資格証明書の印刷や発行履歴を管理する機能。 ・保険税賦課機能:所得情報の更新や減免・減額、被保険者資格の異動に伴う保険税額を計算する機能。 ・限度額認定証の印刷及び交付履歴を管理する機能。 ・高齢証の印刷及び交付履歴を管理する機能。 ・資格継続事務に関する機能。 (略)	1. 資格・賦課機能 ・住民基本台帳情報管理機能:住所、氏名、世帯情報等の管理・更新をする機能。 ・被保険者資格管理機能:取得・喪失・変更の資格情報や履歴を管理する機能。 ・資格確認書、資格情報のお知らせ発行機能:資格確認書、資格情報のお知らせの印刷や発行履歴を管理する機能。 ・保険税賦課機能:所得情報の更新や減免・減額、被保険者資格の異動に伴う保険税額を計算する機能。 ・限度額認定証の印刷及び交付履歴を管理する機能。 ・前期高齢者の負担割合を判定し、履歴を管理する機能。 ・資格継続事務に関する機能。 (略)	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム1－③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム (略) ☐ その他()	☐ 情報提供ネットワークシステム (略) ☒ その他(国保総合システムおよび国保情報集約システム)	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム3－①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)	団体内統合宛名システム	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム4－③他のシステムとの接続	☐ 税務システム ☐ その他（各基幹系個別業務システム）	☐ 税務システム ☐ その他（個別業務システム）	事後	事務の実態に合わせた修正、文言修正による変更
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム5	②（略） ③ ☐ その他（ ）	②（略） 10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能 ③ ☐ その他（証明書コンビニ交付システム、中間サーバ）	事後	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更、事務の実態に合わせた修正
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム6－③他のシステムとの接続	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 既存住民基本台帳システム	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム7－③他のシステムとの接続	☐ その他（収納管理システム）	☐ その他（収納管理システム、証明書コンビニ交付システム）	事後	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム8－①システムの名称	税宛名管理システム	住登外管理システム	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム9－②システムの機能	1. 資格継続事務(詳細は別添1－図2「資格継続事務」を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信機能 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する機能。 (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)機能 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出地市区町村と転入地市区町村の適用 終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする機能。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者異動情報を配信する機能。 2. 高額該当回数の引き継ぎ事務(詳細は別添1－図3「高額該当回数の引き継ぎ事務」を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)機能 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する機能。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)機能 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する機能。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1－図4「オンライン資格確認の準備のための医療保険者向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供事務」を参照)機能(略)	1. 資格継続事務に係る機能(詳細は別添1－図2「資格継続事務」を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信機能 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する機能。 (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)機能 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出地市区町村と転入地市区町村の適用 終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする機能。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者異動情報を配信する機能。 2. 高額該当回数の引き継ぎ事務に係る機能(詳細は別添1－図3「高額該当回数の引き継ぎ事務」を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する機能。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)機能 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する機能。 3. オンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供に係る機能 (詳細は別添1－図4「オンライン資格確認業務のための医療保険者向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供事務」を参照)(略)	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム9－③他のシステムとの接続	[]その他()	[○]その他(国民健康保険システム、医療保険者等向け中間サーバ等)	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム10－②システムの機能(1/2)	「医療保険者等向け中間サーバ等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、1. 資格履歴管理事務に係る機能、2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、3. 地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバ等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバ(自治体中間サーバ)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバ等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 1. 資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理機能(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する機能。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する機能(※1)。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供機能(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する機能。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	「医療保険者等向け中間サーバ等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、1. 資格履歴管理事務に係る機能、2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、3. 地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバ等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバ(自治体中間サーバ)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバ等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 1. 資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理機能 ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する機能。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する機能(※1)。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供機能 ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する機能。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム10－②システムの機能(2/2)	2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (1)機関別符号取得機能(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバに転送する機能。 ・支払基金職員が情報提供サーバアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する機能。 (2)情報照会 及び (3)情報提供機能(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバ(自治体中間サーバ)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバ等では行わない。 (4)情報提供機能(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する機能。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 3. 本人確認事務に係る機能 (1)個人番号取得 及び (2)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバ(自治体中間サーバ)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバ等では行わない。	2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (1)機関別符号取得機能(※2) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバに転送する機能。 ・支払基金職員が情報提供サーバアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する機能。 (2)情報照会 及び (3)情報提供機能(副本情報) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバ(自治体中間サーバ)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバ等では行わない。 (4)情報提供機能(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する機能。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 3. 本人確認事務に係る機能 (1)個人番号取得 及び (2)基本4情報取得 ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバ(自治体中間サーバ)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバ等では行わない。	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム10－③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []その他()	[○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(国保総合システムおよび国保情報集約システム)	事後	事務の実態に合わせた修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 基本情報－2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム11－③他のシステムとの接続	[] その他()	[○] その他(LGWAN回線を用い、LGWAN-ASP上のサービスからダウンロードする)	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年6月6日	I 基本情報－4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由－①事務実施上の必要性	(略) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバ等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。 (略)	(略) ＜オンライン資格確認業務＞ ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバ等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。 (略)	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	I 基本情報－4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由－②実現が期待されるメリット	(略) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。	(略) ＜オンライン資格確認業務＞ ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	別添1－図2	図 省略	図 省略	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	別添1－図3	図 省略	図 省略	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	別添1－図4	図 省略	図 省略	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2.基本情報－④記録される項目－その妥当性	(略) ・4情報及び連絡先(電話番号等):資格管理や保険証交付に際する住所等の確認及び本人への連絡等のために保有。 (略) ・地方税関係情報:保険税の賦課決定、高齢証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 (略)	(略) ・4情報及び連絡先(電話番号等):資格管理や資格確認書及び資格情報のお知らせ交付に際する住所等の確認及び本人への連絡等のために保有。 (略) ・地方税関係情報:保険税の賦課決定、高齢証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 (略)	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3.特定個人情報の入手・使用－⑤本人への明示	番号法第14条第2項、同法第19条8項により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。また、他の機関及び庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法に明示されているとともに、本人から特定個人情報を含む届出があった際は、使用目的を記載した資料の明示または口頭で使用目的を説明する。	番号法第14条第2項により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。また、他の機関及び庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、同法第19条8号に明示されているとともに、本人から特定個人情報を含む届出があった際は、使用目的を記載した資料の明示または口頭で使用目的を説明する。	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3.特定個人情報の入手・使用－⑦使用の主体－使用部署	国民健康保険課、国保収納課、市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター、納税課、特別債権回収課	国民健康保険課、国保収納課、市民課、子育て支援課、障害福祉課、地域保健センター、健康増進課、介護保険課、長寿支援課、生活福祉1課・2課、納税課、特別債権回収課、税制課	事後	組織改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3.特定個人情報の入手・使用－⑧使用方法	(略) 4. 保険給付の支給に関する事務 ・高齢証の負担割合の決定及び証の交付。 (略)	(略) 4. 保険給付の支給に関する事務 ・高齢者の負担割合の決定。 (略)	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3.特定個人情報の入手・使用－⑧使用方法－情報の突合	(略) ・団体内統合宛名情報及び国民健康保険被保険者情報を突合して、保険証を交付する。(上記1) (略)	(略) ・団体内統合宛名情報及び国民健康保険被保険者情報を突合して、資格確認書、資格情報のお知らせを交付する。(上記1) (略)	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報の入手・使用－⑧使用方法－権利利益に影響を与え得る決定	・保険証・高齢証・限度額適用認定証等の交付 ・国民健康保険資格の取得・喪失 ・保険税の賦課決定（減免等含む） ・負担区分の決定 ・保険税滞納者への滞納処分等 ・国民健康保険の給付等	・資格確認書・資格情報のお知らせ・限度額適用認定証等の交付 ・国民健康保険資格の取得・喪失 ・保険税の賦課決定（減免等含む） ・負担区分の決定 ・保険税滞納者への滞納処分等 ・国民健康保険の給付等	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲－その妥当性	（略） ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続事務と高額該当回数の引き継ぎ事務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者資格情報の提供事務（国保総合（国保集約）システム）のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	（略） ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続事務と高額該当回数の引き継ぎ事務およびオンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者資格情報の提供事務（国保総合（国保集約）システム）のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項4－①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバ等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認業務として、医療保険者等向け中間サーバ等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項5－①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバ等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	オンライン資格確認業務として、医療保険者等向け中間サーバ等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項5－②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲－その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認業務のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項5－⑥委託先名	支払基金	支払基金 (支払基金は、国保中央会に再委託する)	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項6－②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲－その妥当性	(略) ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	(略) ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	Ⅱ 特定個人情報の概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先4	川口市 地域保健センター	川口市 地域保健センター、健康増進課	事後	組織改正に伴う変更
令和7年6月6日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	表 省略	表 省略	事後	文言修正による変更
令和7年6月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク-入手の際の本人確認の措置の内容	＜川口市における入手＞ ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住民基本台帳情報等の聞き取り。 (略)	＜川口市における入手＞ ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(健康保険資格確認書など)と住民基本台帳情報等の聞き取り。 (略)	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託－情報保護管理体制の確認	個人情報の保護に関する法律、川口市個人情報保護条例等	個人情報の保護に関する法律等	事後	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う変更
令和7年6月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託－特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限－具体的な制限方法	(略) <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	(略)削除	事後	事務の実態に合わせた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託－特定個人情報ファイルの取扱いの記録－具体的な方法	(略) <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	(略) 削除	事後	事務の実態に合わせた変更
令和7年6月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託－特定個人情報の消去ルール	定めていない	定めている	事後	事務の実態に合わせた変更
令和7年6月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託－特定個人情報の消去ルールルールの内容及びルール遵守の確認方法	(略) <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	(略) 削除	事後	事務の実態に合わせた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託－再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保－具体的な方法	(略) ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	(略)削除	事後	事務の実態に合わせた変更
令和7年6月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－6.情報提供ネットワークシステムとの接続－リスク5－リスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	記載誤りの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	IV その他のリスク対策－2.従業者に対する教育・啓発－従業者に対する教育・啓発－具体的な方法	(略) ＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞ ・教育事項:特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむね一年ごと ・教育方法:未定 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取扱う事務に従事する者	(略) 削除	事後	事務の実態に合わせた変更
令和7年6月6日	VI 評価実施手続－ 1. 基礎項目評価－ ①実施日	令和4年3月2日	令和7年2月3日	事後	基礎項目評価実施日の変更 (重要な変更による再実施)
令和7年6月6日	VI 評価実施手続－2国民・住民等からの意見聴取－②実施日・期間	令和2年4月1日(水)～令和2年4月30日(木)の30日間	令和7年3月14日(金)～4月14日(月)(32日間)	事後	本再実施に伴うパブリックコメントの内容を反映するもの
令和7年6月6日	VI 評価実施手続－3. 第三者点検－①実施日	令和2年6月26日(書面会議)…答申確定日	令和7年5月19日(月)	事後	本再実施に伴う第三者点検の内容を反映するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	VI 評価実施手続－3. 第三者点検－②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面にて会議を実施した。 【書面会議概要】 ①5月20日資料送付 ②審議会委員からの質疑意見受付・審議会委員への質疑応答概要の送付(5月20日～6月8日) ③審議会委員からの第3者点検チェック表受理(6月8日～6月15日) ④審議会答申(案)送付・意見受付(6月19日～6月26日) ⑤審議会答申(確定)(6月26日)	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問	事後	本再実施に伴う第三者点検の内容を反映するもの

別添3-1 「Ⅱ-5別紙」變更箇所一覽

項目 番号	変更前 (公表済み評価書)	変更後	概要
1	(別紙Ⅱ－５)番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者・事務	(Ⅱ－5別紙)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条別表に定める事務	変更 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
2	「情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)」	「情報照会者」	変更 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
3	「提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)」	「提供先における用途」	変更 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
4	(No.) 1 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) ― (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 1 (情報照会者) 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) ― (提供先における用途) 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって第三条で定めるもの	変更 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
5	(No.) 2 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 全国健康保険協会 (法令上の根拠(項番)) ― (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 2 (情報照会者) 全国健康保険協会 (法令上の根拠(項番)) ― (提供先における用途) 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	変更 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

6	(No.) 3 〈情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)〉 健康保険組合 (法令上の根拠(項番)) 三 〈提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)〉 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 3 〈情報照会者〉 健康保険組合 (法令上の根拠(項番)) 三 〈提供先における用途〉 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
7	(No.) 4 〈情報照会者〉 総務大臣又は都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 四 〈提供先における用途〉 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	(No.) 4 〈情報照会者〉 総務大臣又は都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 四 〈提供先における用途〉 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
8	(No.) 4 〈情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)〉 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) 四 〈提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)〉 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 5 〈情報照会者〉 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) 五 〈提供先における用途〉 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

9	(No.) 5 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 全国健康保険協会 (法令上の根拠(項番)) 五 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 6 (情報照会者) 全国健康保険協会 (法令上の根拠(項番)) 六 (提供先における用途) 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
10	-	(No.) 7 (情報照会者) 全国健康保険協会 (法令上の根拠(項番)) 七 (提供先における用途) 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
11	-	(No.) 8 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 十一 (提供先における用途) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

12	(No.) 6 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 九 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 9 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 十三 (提供先における用途) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
13	-	(No.) 10 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 十五 (提供先における用途) 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
14	(No.) 7 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 十二 児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	-	削除	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

15	-	(No.) 11 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 十六 (提供先における用途) 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 であって第十八条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
16	(No.) 8 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 十五 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 12 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 十九 (提供先における用途) 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第二十一条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
17	-	(No.) 13 (情報照会者) 都道府県知事又は市町村長 (法令上の根拠(項番)) 二十 (提供先における用途) 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 であって第二十二条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

18	-	(No.) 14 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 二十七 (提供先における用途) 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに 限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
19	(No.) 9 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 十七 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに 限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 15 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 二十八 (提供先における用途) 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
20	-	(No.) 16 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 三十七 (提供先における用途) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等 への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九 条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

21		(No.) 17 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 三十八 (提供先における用途) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
22	(No.) 10 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 二十二 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 18 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 三十九 (提供先における用途) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
23	(No.) 11 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 都道府県知事等 (法令上の根拠(項番)) 二十六 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 19 (情報照会者) 都道府県知事等 (法令上の根拠(項番)) 四十二 (提供先における用途) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

24	(No.) 12 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 二十七 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 20 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 四十八 (提供先における用途) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境課税と税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
25	(No.) 13 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 社会福祉協議会 (法令上の根拠(項番)) 三十 (提供先における用途(別表第2の第3欄に掲げる事務)) 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		削除	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
26		(No.) 21 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 四十九 (提供先における用途) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

27	-	(No.) 22 (情報照会者) 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 (法令上の根拠(項番)) 五十三 (提供先における用途) 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
28	-	(No.) 23 (情報照会者) 日本私立学校振興・共済事業団 (法令上の根拠(項番)) 五十六 (提供先における用途) 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
29	(No.) 14 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 日本私立学校振興・共済事業団 (法令上の根拠(項番)) 三十三 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 24 (情報照会者) 日本私立学校振興・共済事業団 (法令上の根拠(項番)) 五十七 (提供先における用途) 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

30	-	(No.) 25 (情報照会者) 厚生労働大臣又は共済組合等 (法令上の根拠(項番)) 五十八 (提供先における用途) 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
31	-	(No.) 26 (情報照会者) 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 (法令上の根拠(項番)) 五十九 (提供先における用途) 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
32	-	(No.) 27 (情報照会者) 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 (法令上の根拠(項番)) 六十三 (提供先における用途) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

33	(No.) 15 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 国家公務員共済組合 (法令上の根拠(項番)) 三十九 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 28 (情報照会者) 国家公務員共済組合 (法令上の根拠(項番)) 六十五 (提供先における用途) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
34	-	(No.) 29 (情報照会者) 国家公務員共済組合連合会 (法令上の根拠(項番)) 六十六 (提供先における用途) 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
35	(No.) 16 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 市町村長又は国民健康保険組合 (法令上の根拠(項番)) 四十二 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 30 (情報照会者) 市町村長又は国民健康保険組合 (法令上の根拠(項番)) 六十九 (提供先における用途) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

36	(No.) 17 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 市町村長又は国民健康保険組合 (法令上の根拠(項番)) 四十三 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 31 (情報照会者) 市町村長又は国民健康保険組合 (法令上の根拠(項番)) 七十 (提供先における用途) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
37	-	(No.) 32 (情報照会者) 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) 七十三 (提供先における用途) 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
38	-	(No.) 33 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 七十五 (提供先における用途) 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

39	-	(No.) 34 (情報照会者) 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 (法令上の根拠(項番)) 七十六 (提供先における用途) 住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
40	-	(No.) 35 (情報照会者) 都道府県知事等 (法令上の根拠(項番)) 八十一 (提供先における用途) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
41	(No.) 18 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 地方公務員共済組合 (法令上の根拠(項番)) 五十八 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 36 (情報照会者) 地方公務員共済組合 (法令上の根拠(項番)) 八十三 (提供先における用途) 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

42	-	(No.) 37 (情報照会者) 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 (法令上の根拠(項番)) 八十四 (提供先における用途) 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
43	-	(No.) 38 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 八十六 (提供先における用途) 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
44	(No.) 19 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 六十二 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 39 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 八十七 (提供先における用途) 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

45	-	(No.) 40 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 八十八 (提供先における用途) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
46	-	(No.) 41 (情報照会者) 都道府県知事又は市町村長 (法令上の根拠(項番)) 八十九 (提供先における用途) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
47	-	(No.) 42 (情報照会者) 都道府県知事等 (法令上の根拠(項番)) 九十 (提供先における用途) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

48	-	(No.) 43 (情報照会者) 厚生労働大臣又は都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 九十一 (提供先における用途) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
49	-	(No.) 44 (情報照会者) 都道府県知事等 (法令上の根拠(項番)) 九十二 (提供先における用途) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
50	-	(No.) 45 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 九十六 (提供先における用途) 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

51	-	(No.) 46 (情報照会者) 厚生労働大臣又は都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 九十八 (提供先における用途) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
52	-	(No.) 47 (情報照会者) 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。) (法令上の根拠(項番)) 百六 (提供先における用途) 児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
53	-	(No.) 48 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 百八 (提供先における用途) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

54	(No.) 20 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) 七十八 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 49 (情報照会者) 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) 百十一 (提供先における用途) 雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって第百十三条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
55	(No.) 21 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 後期高齢者医療広域連合 (法令上の根拠(項番)) 八十 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 50 (情報照会者) 後期高齢者医療広域連合 (法令上の根拠(項番)) 百十五 (提供先における用途) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
56	-	(No.) 51 (情報照会者) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 (法令上の根拠(項番)) 百二十四 (提供先における用途) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

57	(No.) 22 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 都道府県知事等 (法令上の根拠(項番)) 八十七 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 52 (情報照会者) 都道府県知事等 (法令上の根拠(項番)) 百二十五 (提供先における用途) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
58	(No.) 23 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) 八十八 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	-	削除	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
59	-	(No.) 53 (情報照会者) 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) 百二十九 (提供先における用途) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第八十二号。以下「平成8年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

60	-	(No.) 54 (情報照会者) 平成8年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成8年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 (法令上の根拠(項番)) 百三十 (提供先における用途) 平成8年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
61	-	(No.) 55 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 百三十一 (提供先における用途) 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
62	(No.) 24 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 九十三 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 56 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 百三十二 (提供先における用途) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

63	(No.) 25 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 (法令上の根拠(項番)) 九十七 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	(No.) 57 (情報照会者) 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長 (法令上の根拠(項番)) 百三十七 (提供先における用途) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
64	-	(No.) 58 (情報照会者) 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) 百三十八 (提供先における用途) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

65	-	(No.) 59 (情報照会者) 独立行政法人農業者年金基金 (法令上の根拠(項番)) 百四十 (提供先における用途) 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
66	(No.) 26 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 独立行政法人日本学生支援機構 (法令上の根拠(項番)) 百六 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	(No.) 60 (情報照会者) 独立行政法人日本学生支援機構 (法令上の根拠(項番)) 百四十一 (提供先における用途) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

67	-	(No.) 62 (情報照会者) 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) 百四十二 (提供先における用途) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
68	-	(No.) 61 (情報照会者) 都道府県知事又は市町村長 (法令上の根拠(項番)) 百四十四 (提供先における用途) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
69	(No.) 27 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 都道府県知事又は市町村長 (法令上の根拠(項番)) 百九 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 63 (情報照会者) 都道府県知事又は市町村長 (法令上の根拠(項番)) 百四十五 (提供先における用途) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

70	-	(No.) 64 (情報照会者) 総務大臣 (法令上の根拠(項番)) 百四十七 (提供先における用途) 国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
71	-	(No.) 65 (情報照会者) 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 (法令上の根拠(項番)) 百五十一 (提供先における用途) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
72	-	(No.) 66 (情報照会者) 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) 百五十二 (提供先における用途) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

73	-	(No.) 67 (情報照会者) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 百五十五 (提供先における用途) 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
74	-	(No.) 68 (情報照会者) 厚生労働大臣 (法令上の根拠(項番)) 百五十六 (提供先における用途) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
75	(No.) 28 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 百二十 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(No.) 69 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 百五十八 (提供先における用途) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	変更	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

76	(No.) 29 (情報照会者(別表第2の第1欄に掲げる者)) 市町村長 (法令上の根拠(項番)) 二十七 (提供先における用途(別表第2の第2欄に掲げる事務)) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	-	削除	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
77	-	(No.) 70 (情報照会者) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)) (法令上の根拠(項番)) 百六十 (提供先における用途) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

78	-	(No.) 71 (情報照会者) 都道府県知事等 (法令上の根拠(項番)) 百六十一 (提供先における用途) 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。))に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であつて生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であつて第百六十三条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
79	-	(No.) 72 (情報照会者) 地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長 (法令上の根拠(項番)) 百六十三 (提供先における用途) 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であつて第百六十五条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

80	-	(No.) 73 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 百六十四 (提供先における用途) 「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であつて第百六十六条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
81	-	(No.) 74 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 百六十五 (提供先における用途) 「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三〇〇一〇号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であつて第百六十七条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
82	-	(No.) 75 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 百六十六 (提供先における用途) 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であつて第百六十八条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

83	-	(No.) 76 (情報照会者) 文部科学大臣 (法令上の根拠(項番)) 百六十七 (提供先における用途) 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
84	-	(No.) 77 (情報照会者) 都道府県知事又は都道府県教育委員会 (法令上の根拠(項番)) 百六十八 (提供先における用途) 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
85	-	(No.) 78 (情報照会者) 都道府県知事又は都道府県教育委員会 (法令上の根拠(項番)) 百六十九 (提供先における用途) 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

86	-	(No.) 79 (情報照会者) 都道府県知事又は都道府県教育委員会 (法令上の根拠(項番)) 百七十 (提供先における用途) 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
87	-	(No.) 80 (情報照会者) 文部科学大臣 (法令上の根拠(項番)) 百七十一 (提供先における用途) 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。
88	-	(No.) 81 (情報照会者) 都道府県知事又は都道府県教育委員会 (法令上の根拠(項番)) 百七十二 (提供先における用途) 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)によるもの。

89	-	(No.) 82 (情報照会者) 都道府県知事 (法令上の根拠(項番)) 百七十三 (提供先における用途) 「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付 け衛発第二四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治 療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関 する事務であって第七十五条で定めるもの	追加	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律等の一部 を改正する法律(令和5年6月9日法律第4 8号)によるもの。
----	---	--	----	--